

「社会教育法第20条 事業の目的」一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育・文化の事業・教養向上・健康増進・福祉の増進、文化振興等の事業を行う。

社会教育(生涯学習)事業体系

社会教育における教育的な陶冶(学習)、すなわち、学習というものは、「人間が、意識・態度・行動等を変容させること、新しい知識・技術が獲得されること」として捉え、教育を「人間の十分な成長・発達を企図する、人間の意図的な営み」という、何らかの好ましい価値を媒介とした関係として把握・認識することが重要です。

2020/12/1

年代(背景)	公的 社会教育活動(社会教育計画→公民館活動へ)	職員養成と研修計画	公民館の課題事業・実践活動	課題と学習活動	民間等の活動	
s21	文部次官通牒 寺中構想 戦後復興		戦後復興	青空公民館	青年団、婦人会等	
s22	教育基本法 → 教育委員会法 教育行政法		戦後復興	民主主義・基本的人権		
s25	社会教育法(公民館・図書館・博物館)、職員は社会教育に関する識見と経験を要する→専門性		新しい時代へ	生活改善	地域公民館づくり	
s35	社会教育法一部改正 国庫補助制度 → 自治体の社会教育施設整備費助成 → 施設の機能と役割		経済成長	コミュニティ形成		
s40年代	地方自治体の社会教育体制整備の推進、事業活動の樹立 → 事業に対する専門的な知識・技術を要す(新しいコミュニティ形成)		習志野の社会教育体制整備(文化財保全・公民館・図書館)			
s45	家庭教育 習志野市 文教住宅 都市憲章 3つの教育方針	「公民館(学習活動)事業」 ・幼児家庭教育学級 } (学社連携) ・明日の親学級 } 中央館の地区館指導体制 ・PTA家庭教育学級 } ・青・少年→子ども育成会、単位子ども会 成人式 ・成人→ 学級 講座 教室 グループ活動 ・高齢者→ 学級 講座 クラブ活動(シルバー人材、敬老会) ・団体育成 サークル研修 → 自立化支援	(職員養成・研修) 国社研、県公連、 館長会、主事部会(市) ・家庭教育・学校教育の推進 ・社会教育との連携	事業・活動プログラム化 講座プログラム化 学習プログラム化	社会教育に基づく 地域文化形成・学習 ・サークル活動、団体育成	カルチャーセンター
急激な社会変革 新しいまちづくり 対応、コミュニティ形成 (46答申)	「条件整備事業」 ・音楽・文化振興 → 習志野文化ホール、音楽協会、→第九合唱、学校音楽祭 ・公開大学講座(市内大学) → 市民大学(行政主催) ・市民カレッジ(教委) ボランティア育成 → 実践活動	生涯学習とは、(地域人材の育成) h15文通達 「事業に対する専門的 知識・技術を要する」 社会教育関係団体育成・支援	・職員研修 ・公連研修	(地区学習圏会議設置) ・会議の運営・指導 ・実技講習(広報、HP等) ・講演・講座・プログラム学習	子どもと若者の 人間形成と地域文化 地域の共同性の醸成 組織力・マネジメント力 地域の伝統文化等 文化力の創造・継承 (音楽文化等)	通信講座 (活動イノベーション) 資格講座 専科教室 専修専門学校 大学公開講座
生涯教育 (56答申)	「地区学習圏会議活動」 → (地域ネットワークづくり) → まちづくり学習会 ・まちづくり活動 会議 → 学習会 → 講座の開催 ・学びなおし・リカレント教育 (市民カレッジ → 協働活動)		・情報化アプリ活用講習会 ・講演・講座、イベント ・組織活動支援(団体支援) → 芸文協、第九、音協	・リカレント学びなおし ・活動のイノベーション		
生涯学習振興法 (04答申)	「情報活用学習」 ・情報講座 (市民講座→行政) → 情報機器の活用 ソフトウェアの活用 ・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済・自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術 組織・マネジメント、法人化助言 防災・危機管理					
(h09NPO法) 時代に対応する学習(生学審) (h18中教審答申)→文科省 (h28地方創生)→総務省 h29 社会教育法改正→地域・学校協働→行政支援 (社会教育主事の役割)						

* 上記表は、社会教育の生涯学習化への移行期(平成4年)職員主事部会で整理されたものを元に
公民館の施設統合、再生化を契機に中央館(菊田公民館)での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。

したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。
地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。

従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。

- 主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制)
- 職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導
- 時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント)
- 地区館業務の遂行と窓口業務の委託
- 庶務・経理の励行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善

公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)

- 地域文化形成
- 子どもと若者の人間形成と地域文化振興
- 地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育)
- 地域の伝統文化等文化力の創造・継承
(音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ)
- 地域組織のマネジメント力(h29 社会教育法改正→地域・学校協働→行政支援)
(社会教育主事の役割)

平成16年以降、行政改革、財政健全化策に対応すべく

- 教育委員会では社会教育施設(教育機関設置条例に規定する公民館、図書館)における施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの差別化)を推進するうえで、
- 図書館における本来業務(蔵書整備・資料保存・レファレンス等)と施設管理・図書貸出業務の区分し
- 公民館においても社会教育法に準じる事業(学級・講座活動)と施設管理・施設提供業務の区分した。

(経過)

学ぶこと→人間らしく生きる→学びの主体性→より良い社会形成へ

人間性 →個人の自由、平和な社会、民主主義、

82～87 中曽根内閣 三公社(国鉄、専売公社、電電公社)の民活・民営化

→市場主義、経済活性化(レーガノミクス・サッチャリズム等)

84～87 臨時教育審議会(時限立法) →教育の民営化、市場化路線だったが、

→内閣は、国家主義路線 →教育基本法改正の道筋 →憲法改正へ

文部省は、教育の自由化論 →教育の公共性、教育の自由化論を発展させ、

供給の自由から →学ぶ主体の自由へ

→個人の尊厳、自由、学習の主体性の涵養が目的

そこで、教育改革の視点を打ち出す

① 個性の重視(個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則) ←憲法13の人権規定に準拠、→生命、自由、幸福追求の権利を保障 →戦後の教育基本法に帰属へ

② 生涯学習体系への移行 →学校内外、年齢を問わず学ぶ 生涯教育から生涯学習へ ← 個人の尊厳規定に基づく

③ 変化への対応 (情報化・国際化) ←30年前から、学習者の主体性を根拠とした

臨教審のパラドックス

文部省では、寺脇さん →総合学科の指導 ←普商工農科の序列化から、→学びながら考える → 社会への選択枝を考え、自らのカリキュラムを思考 →自らの行動

小中の総合的な学習の視点、← 学習者の視点

2000 森内閣 教育改革国民会議 → 教育基本法の改正、道徳の教科化、奉仕活動の義務化

↓ 小泉内閣 米百俵 → 行革へ 中教審で検討へ

教育の目的は、→前提、学問の自由、教育行政→不当な支配に服しない、(憲法との整合性を、教育とのリンケージを確保)

2006 安倍内閣 教育基本法改正へ

第二次政権で 道徳教育の教科化 (文科省の面縦腹背、価値の押し付けでなく自ら考える、議論する)

↓

教科書改訂 (教科書の定型化)

「星野君の2塁打」

監督の指示に従わず、ヒットを打ってしまった。

ルールを守る → 咎め、懲罰した

指導において

ルールの押し付けから

問題、課題の抽出

それぞれの立場からの議論へ

・指示は守るべき

・打つ自信があった

・バント指示でなくヒットエンドラン

・出場停止でなく監督解任

などの議論、指導を(中断読み指導)→ 問いかけへ

(学ぶことの意義)←学ぶことがベース

学問の自由、教育・行政の関係の適正化、教えから学習者の主体性尊重を堅守する

・学習主体

自分で学ぶ→カリキュラム化→学習判断→行動へ

・行政

人、人材を大事にする

学習者を助け、支える

命令ではなく、応援していく

・現場主義

現場から出発し、学習を通しての課題解決、そして、現場に帰着する。

憲法精神→教育基本法理念→教育の樹立へ

教師の主体性

現実的な政治教育を →ガイドライン→クリティカルシンキング→

課題

平成29年法改正による、今後の社会教育、専門職の社会教育士の役割について

施設老朽化対応ばかりでなく、法に準拠した社会教育の樹立、適正事業の確率、専門職員の役割、身分保全を。